

能力担保研修 20 周年

日本弁理士会研修所所長 千且 和也



目次

1. はじめに
2. 歴史
3. 準備
4. 開始
5. 現在

1. はじめに

令和 5 年度日本弁理士会研修所所長を務めております千且和也です。平成 15 年から始まった能力担保研修は、令和 4 年度で 20 周年を迎えることができました。これも歴代の会長及び担当副会長の先生方、歴代の研修所の所長及び担当の副所長の先生方、能力担保研修部会の所員の先生方、能力担保研修に講師などで関与して頂いた弁護士先生方、並びに弁理士会の担当事務員の方々のお陰だと思っております。改めてお礼を申し上げます。

ご存じの通り、特定訴訟代理業務試験を受験するためには、能力担保研修を修了しなければなりません。特定訴訟代理業務試験に合格しますと、付記弁理士登録を行うことができ、付記弁理士は、特許権等の侵害訴訟事件について、弁護士と共同で代理人として受任することができます。付記弁理士制度が導入される前は審決取消訴訟事件のみしか訴訟代理権がなく、付記弁理士制度導入により米国における Attorney-client privilege の問題が解決したことからしますと、歴史的な制度改革であったのではないかと思います。

2. 歴史

付記弁理士制度は、平成 11 年 12 月 22 日の工業所有権審議会の「弁理士法の改正等に関する答申」に、「知的財産についての人的インフラを増強するための方策の一つとして、弁理士に侵害訴訟の代理権を付与することがあげられ、司法制度改革審議会・規制改革委員会に対し、その具体的な対応策が議論され実現に向けた検討が早期になされることを強く要請。」と記載されたことから検討が始まったようです。その後、平成 12 年に特許庁長官によって発足された「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」で能力担保措置の骨格について意見が述べられ、平成 13 年 6 月 12 日の司法制度改革審議会の「司法制度改革審議会意見書」に、「訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る）での代理権について、信頼性の高い能力担保措置を請じた上で、これを付与すべきである」と記載され、これを踏まえて平成 14 年度弁理士法改正によって、弁理士法 6 条の 2、同 15 条の 2 などが制定され、平成 15 年から日本弁理士会研修所において、能力担保研修がスタートしました。

ここに辿り着くまでに、当時の日本弁理士会の会長など役員先生方が何度も日弁連や法務省に足を運び交渉されたようです。特に日弁連の壁は、相当高かったようです。弁理士法 72 条の例外規定を弁理士のためだけに新たに設けるのは、容易ではなく、それを認めてしまうと司法書士など他の隣接士業に対しても例外を認めなければならないので、日弁連も簡単に良い返事を出すことはなかったようです。法務局の担当者からは、弁理士は何ができるのか、何を根拠に訴訟代理権を寄せせよというのかなどと言われたらしく、結局、研修などで能力を担保しなければならず、特許庁や弁政連などの支援が入り、能力担保研修修了、特定訴訟代理業務試験合格を条件として、共同

訴訟代理権が与えられるようになったのです。

3. 準備

このように導入された能力担保研修・特定訴訟代理業務試験制度ですが、その準備も相当大変だったようです。研修を行うためには、まずは教材を作成し、講師を集める必要があります。いずれも弁理士会の会員が行うことができるものではなく、日弁連の協力を得て、弁護士の方にお願ひしなければならないのです。弁護士といっても、知的財産を専門とする弁護士なので、そう多くはいませんでした。平成14年当時は、まだロースクール制度が導入されておらず、弁護士の大量合格の時代も迎えていなかったため、日弁連の会員数も2万人を超えていませんでした。現在が約4万5千人ですので、半分以下の人数です。今でこそロースクール制度導入により多彩な経験を有する弁護士も多いですが、当時、知的財産部を専門とする弁護士は、多くはなかったはずで、さらに知的財産を専門とする弁護士は、忙しい方が多く、また司法研修所の教官などと異なり、名誉職でもない日本弁理士会の能力担保研修に快く引き受けて頂ける弁護士は、そう多くなかったと思います。

それでも、知的財産を専門とする弁護士の先生方が多く集まって頂き、何度も打合せを行い、テキストを作成し、さらには知的財産の訴訟の流れを容易に理解することができるビデオ作成まで行って頂きました。これらには多大な時間を要したと思います。大変感謝しております。

4. 開始

そして、能力担保研修が開始しました。当初受講生は、500人を想定していましたが、初年度の受講希望者は、1300人を超えてしまったそうです。そこで、補佐人の経験や地域などを考慮して受講生を選定し、残りを抽選で選び、最終的に受講生を850人にしました。この抽選は、当時の弁理士会会長が落選したことから、抽選は、正当に行われたものと評価されたようです。

研修所としては、まず、受講生に民法・民事訴訟法の基礎研修を受講させる必要がありました。勿論、これだけの大人数の民法・民事訴訟法の講義を弁理士会が行うことが難しいため、ビデオ教材も作成しましたが、東京、大阪、名古屋では、大学の協力を得て、行うことができました。

そして、いよいよ能力担保研修が開始されました。受講生が850人でしたので、約100名の講師の弁護士が必要となりましたが、日弁連の御協力により、この人数の講師を選任することができました。

このように、行われた研修の結果、初年度（平成15年度）の特定侵害訴訟代理業務試験の受験者数は、814名で、合格者は、553名でした。

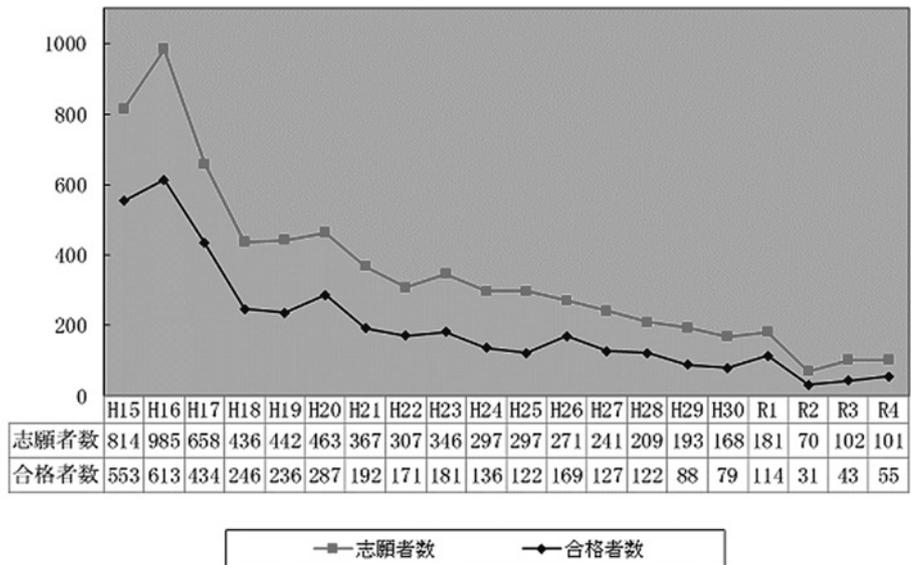
5. 現在

平成16年度の能力担保研修の受講生は、800人を超えたものの、その後、減少し、令和5年度は、73名でした。特定侵害訴訟代理業務試験の受験者数も、平成16年度の985人をピークに下回るとおり、減少してしまいました。

現在、研修所は、通常の対面での講義だけでなく、コロナ禍中に培ったライブ配信やハイブリット講義などを利用しながら、多種多様な会員に能力担保研修を受講できる機会を与えることができるように検討しております。また、能力担保研修の発足当時から変わっていないビデオ教材を作り直しております。このビデオ教材は、特許法104条の3の改正がされる前に撮影されたものですので、権利濫用の抗弁が主張されており、作り直しが必要でしたが、コロナ禍で撮影を行うことができませんでした。そして、今年度になって撮影企画が再開しました。このように撮影が延期されてしまいましたが、準備手続もWEB中心に行われるようになり、また準備書面なども電子データとして提出することになりました。さらに、東京地裁の知財部も中目黒のビジネスコートに移りました。このように撮影の時期が遅れましたが、逆に最新の手続に基づくビデオ教材を作成することができ、逆に良かったと思っています。

上述のように、能力担保研修の受講生は、減少してしまいました。その一つの理由として、特許権の侵害訴訟の数が減少し、付記弁理士として登録しても、それを活かすことができないということがあるかもしれません。しか

人数



※出典特許庁 HP

志願者及び合格者数の推移

し、能力担保研修で得た知識は、侵害訴訟だけでなく、審決取消訴訟やその前の手続である無効審判、侵害鑑定などで活かすことができるはずです。

研修所としては、より多くの会員が能力担保研修を受講できるように、今後、30周年に向けて、能力担保研修の内容や形式を充実させていきますので、今後もよろしくお願いします。

以上
(原稿受領 2023.7.25)